

令和 年 月 日

保護者 様

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止通知書

伊勢崎市立あずま中学校
校長 松本 明良

お子さんは、新型コロナウイルス感染症のため、学校保健安全法第19条により出席停止となります。ご家庭においては、かかりつけ医等と相談の上、適切に療養ください。また、発生届の対象外の場合は、県の健康フォローアップセンター（027-225-2125）への登録をお願いいたします。

なお、登校の際には、下記の「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」に必要事項を記入の上、学校へ提出してください。出席停止の期間は、欠席の扱いにはなりません。

<出席停止期間の目安表>

発症後日数	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
有症状の方	発症日	療養期間（7日間）							療養解除
		※症状軽快から24時間後							
無症状の方	検査日	療養期間（7日間）							

*発症から10日間が経過するまでは、感染リスクが残るため、検温などご家庭での健康状態の確認や感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けるなど、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

.....キリトリ.....

保護者が記入

学校(園)長 様

令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

年 組 氏名

保護者名

1 療養に至るまでのようす

●発症日： 月 日 ●検査日： 月 日 ●陽性判明日： 月 日

2 療養期間

月 日 () ~ 月 日 ()

令和 年 月 日

保護者 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

伊勢崎市立あずま中学校

校長 松本 明良

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）

.....

保護者が記入

学校長 様

インフルエンザにおける療養報告書

年 組 氏名 _____

1 診断を受けた医療機関： _____

2 診断日：令和 年 月 日（診断型：A型 B型 不明） ※いずれかに○をつけてください。

3 登校再開日：令和 年 月 日

（登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ 解熱した日： 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印